

幼児教育無償化に関する庁内連絡会議の進捗について（報告）

令和元年10月より始まる幼児教育の無償化を円滑に実施するため、北谷町幼児教育無償化に関する庁内連絡会議を設置した。当該連絡会議の進捗状況を下記のとおり報告する。

○第1回会議 令和元年5月10日開催

1 制度概要説明

無償化の概要について説明。 ※資料2参照

2 保育所等の現状と課題について

保育所等についての現状報告及び無償化に伴い想定される課題等について報告。待機児童がいまだ解消されない中、無償化によるニーズ拡大により保育の受皿不足の加速化が懸念される。低年齢児の待機児童増加、現時点で待機の少ない年齢においても待機が発生する可能性を考えられると説明。

【委員の意見】

- ・待機児童と無償化は関連があるが切り離して考えるべきでは。
- ・無償化により公立から認可外保育施設や私立幼稚園に流れることは考えられるか。
- ・急いで決めないといけないことと、無償化後の様子を見て決めるべきことの整理が必要。

3 公立幼稚園について

学校教育委員会より公立幼稚園の認定こども園移行による2号認定の受皿確保、または現状の幼稚園の形態のまま機能の拡充（教育時間の延長、3歳児保育の実施、給食提供回数の増等）によりニーズ拡大を図るなど今後の方向性の案について説明。今後の幼稚園のあり方については多様化する幼稚園ニーズを踏まえ、待機児童対策と併せて方向性を決める必要がある。

【委員の意見】

- ・幼稚園の利用人数の推移からすると住民のニーズは保育所タイプに移行しているのではないか。就労していない保護者のニーズと保育のニーズ両方に応える認定こども園がいいのでは。
- ・流れで見ると認定こども園化だが、課題をクリアしないといけないためすぐに実現するのは難しい。

4 まとめ

課題はあがっているが広すぎるため、次回までに事務局が整理するよう委員長から指示。

○第2回会議 令和元年5月27日開催

1 小規模保育事業卒園児（3歳児）の受皿確保について

無償化によるニーズ拡大に対応するための受皿確保方策として事務局より下記の4案を提案。

- ①公立保育所の定員増
- ②認可保育所の新規整備
- ③公立幼稚園の認定こども園移行
- ④公立幼稚園の形態のまま機能拡充（3歳児保育を実施等）により受皿を確保

【委員の意見】

- ・無償化により待機児童がどれくらい増えるのか見込めないと方向性は決められないのではないか。待機を少しでも減らすための工夫はできると思うが。
- ・事務局側でもう少し整理が必要。また、教育委員会において方向性が決定されていないとこの会議では方針は決められないのではないか。
- ・考え方を整理して現場との調整も必要。無償化が影響するのは3歳児だけではないと思う。
- ・既存の課題と無償化による課題とを整理する必要がある。
- ・子ども・子育て支援事業計画策定時には平成31年3月31日までに3歳児保育を実施することになっていたが、中間年見直しでは削除された。しかしながら3歳児も含めて幼稚園で3歳児の教育と預かりも含めて実施するという前提でベクトルは決まっていると思うが。
- ・今後3歳児を受け入れないということではなく、預かり保育の条件撤廃の見直しや、給食の回数増による4歳児の完全給食化等の体制整備後に3歳児保育の実施を検討する必要がある。

【まとめ】

- ・本議題は一旦保留とし今回の意見を踏まえ、事務局側で改めて方策を整理。タイムスケジュールを追加して改めて提案する。
- ・今年度中にやらないといけないことと、次年度以降にやることを整理する。

2 幼児教育無償化における給食費の考え方について

これまで保育料に含まれていた副食費は無償化の対象とならず（年収360万円未満の世帯は副食費も無償化）、各園で実費徴収となる。実費徴収の考え方の案について事務局が説明。

- ・給食費＝副食費+主食費
- ・認可保育所には対してはこれまで主食費の補助を行い実費徴収は無し。無償化移行後も当面は主食費の補助を継続し、副食費のみの実費徴収としたい。
- ・公立幼稚園についてはこれまで世帯所得に関わらず給食費は実費徴収だったが、今回の

改正に併せ、年収360万円未満の世帯は無償化とする。

- ・公立保育所における副食費の設定については、賄材料費の額の入所人数、国が示す手引き等を踏まえ決定する。
- ・私立保育所等については各園で決定するが、町が考え方を示す必要がある。

【委員の意見】

- ・公立保育所と公立幼稚園はある程度統一的な考え方で給食費を決定する必要がある。
- ・給食費が決まったら部長会議への報告事項とするべき。

【まとめ】

- ・保育所については主食費の補助は継続し、副食費は実費化。
- ・公立保育所の副食費は国が示す手引きに沿って決定する。※R1.6月中に決定。
- ・公立幼稚園は公立保育所の決定額をある程度の目安としながら決定する。単費での補助も検討。

3 外部委員の招集について

認定こども園や幼稚園の3歳児保育等、先進地の事例等を熟知している外部委員を招集し、情報提供やアドバイスをもらうような場を設けたいと事務局からの提案。

【委員の意見】

- ・異論なし

幼児教育無償化に関する府内連絡会議の進捗について（報告）

○第3回会議 令和元年7月8日開催

1 無償化開始に向けた今後のスケジュールについて（報告）

別添「幼児教育・保育の無償化に向けたスケジュール（～10月）」のとおり

2 受皿確保について（報告）

子ども家庭課より令和年度以降の保育所等整備計画について報告。令和元年9月に定員70人の認可保育所1か所、令和2年4月に定員19人の小規模保育事業3か所、定員11人の事業所内保育事業1か所整備予定。

学校教育課より公立幼稚園における受皿確保の方向性を説明。令和3年4月から3歳児の受入を開始する方策と、幼稚園のままか、認定こども園移行の両方の可能性を検討した上で令和4年4月から3歳児の受入を開始する方策の2案を検討中。

【委員の意見】

- ・認定こども園化するのであれば、人員増となる可能性がある。
- ・認定こども園化について部長会議に諮るときには資料を確実にまとめていないと報告という形で終わりかねない。
- ・14時まで幼稚園の受入れ時間を延長するのであれば、預かり保育の利用増や保育所を利用していた人たちが流れてくる可能性もあるのではないか。
- ・3歳児保育実施の件を部長会議や総合教育会議に諮ることや4歳児の預かり保育の実施について教育委員会議に諮ることスケジュールに追記した方が良いのでは。

3 軍人・軍属に係る子育てのための施設等利用給付認定について（事務局案）

待機児童が発生していることや、町内の認可外保育施設に通う軍人・軍属の人数が大勢いることが見込まれるため、軍人・軍属に係る子育てのための施設等利用給付認定を認めない方針で進めていきたい旨を報告。

【委員の意見】

- ・不服申し立てがあった際に、現在の理由で対抗できるのかが懸念される。

4 まとめ

弁護士等に相談するなど、今後は確実に対抗できるような理由を付して進めていくことが必要。

幼児教育・保育の無償化に向けたスケジュール(～10月)

★ 1 周知

No.	達成状況	業 務	6月	7月	8月	9月	10月	備 考
1	△	住民への周知(幼・保)		●(HP掲載)	●(広報掲載)	●(広報掲載)		HP・8月号ちやたん掲載済み
2	○	保育所等へ通知又は説明会	(私立保7月末までに副食費の設定)	●				6/26説明会開催済み
3	○	認可外保育施設へ制度概要等周知(認可外、一時預かり、病児保育等)	→					6/21付送付済み
4	○	認可外利用料実態把握及び給食費の設定に関する通知(新すこ関係)	→					

2 方針決定・例規改正等

No.	達成状況	業 務	6月	7月	8月	9月	10月	備 考
★ 1		公立保育所の副食費の設定・主食費補助の継続について	→	7/23部長会議、8/6府議				決裁起案〆7/12
★ 2		SOFAに係る子育てのための施設等利用給付認定について(認定困難な理由)	→	7/8連絡会	7/23部長会議、8/6府議			決裁起案〆7/12
3		副食費の徴収方法(R1は財務会計システムからの納付書)	→					7/10システム会社と調整
4		システム改修に係る調整(副食費徴収方法、免除決定通知等含む。)	→					7/10システム会社と調整
5		公立幼稚園預かり保育(4歳児)の実施に関する方針決定	→	7/23部長会議	8/6府議			
★ 6	△	マイナンバー利用に係る条例及び規則改正(総務課要調整)			8/21例審			保育部分は、改正不要
★ 7		特定教育・保育施設等の利用者負担額の条例改正	(〆7/22総務課提出)	(8/21例審)	●(議会)			
★ 8		特定教育・保育施設等の利用者負担額の規則改正(保育料の表の残し方について検討)	(〆7/22総務課提出)	(8/21例審)				
★ 9		子育てのための施設等利用給付に係る例規整備	(〆7/22総務課提出)	(8/21例審)				
★ 10		特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例の改正 (副食費徴収免除対象者が出てくるので、保護者からの徴収可能な費目から除外する。※1年の経過措置有り。)	(〆7/22総務課提出)	(8/21例審)	●(議会)			改正について1年の経過措置があるため、次年度改正
★ 11		認可外保育施設保護者負担軽減助成事業実施要綱改正	(〆7/22総務課提出)	(8/21例審)				
★ 12		幼稚園管理規則の改正(預かり保育部分の改正)	7/26教委會議	8/21例審				
★ 13		幼稚園保育料条例及び規則の改正	7/26教委會議	8/21例審	●(議会)			
★ 14		幼稚園預かり保育料条例の改正	7/26教委會議	8/21例審	●(議会)			

★ 3 認定事務等

No.	達成状況	業 務	6月	7月	8月	9月	10月	備 考
1		副食費免除決定事務			→			
2		特定子ども・子育て支援施設等の確認及び公示			→			
3		認可保育所申込者へみなし認定通知			→			
4		公立幼稚園の認定事務(預かり保育を利用する者)※みなし認定			→			
5		子育てのための施設等利用給付認定事務			→			
6		利用者負担額変更事務(9月切り替え分)(保育所)		→				
7		利用者負担額変更事務(無償化影響分)(保育所)			→			
8		利用者負担額変更事務(9月切り替え分)(幼稚園)	→					
9		未移行幼稚園の認定事務			→			

★ 4 補助金・交付金

No.	達成状況	業 務	6月	7月	8月	9月	10月	備 考
1		子どものための教育・保育給付交付金 (対象経費:施設に対する運営費等)	交付申請		交付決定			
2		子育てのための施設等利用給付交付金 (対象経費:保護者に対して支払った施設等利用費)				交付申請?	交付決定?	交付申請時期等未定。 10月以降概算払いにより毎月交付される予定。
3		子ども・子育て支援臨時交付金 ※R1.10月分の児童数等を基礎数値とする。 (対象経費:R1.10月～R2.3月分の無償化前の利用者負担相当分)					交付申請	R2.3月に交付される予定。
4		子ども・子育て支援事業費補助金 ※H30.1.1時点の住民基本台帳人口を基礎数値とする。 (対象経費:幼児教育・保育無償化実施のための時間外手当、報酬、備品購入費及び幼児教育・保育無償化に係るシステム改修費等)	交付要綱発出	交付申請	交付決定			7月時点において、未だ交付要綱の発出なし。

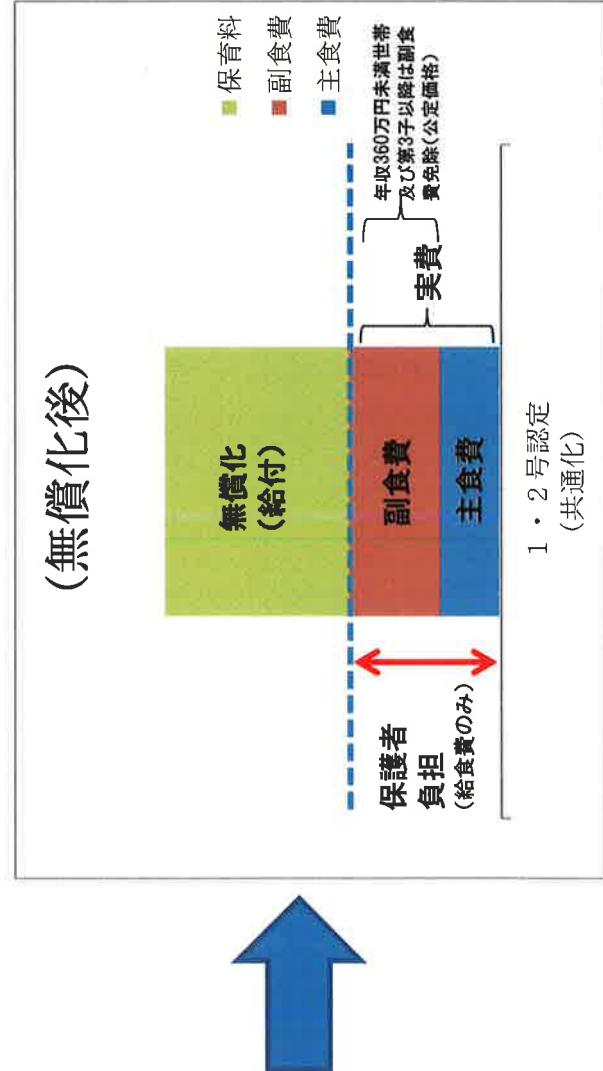
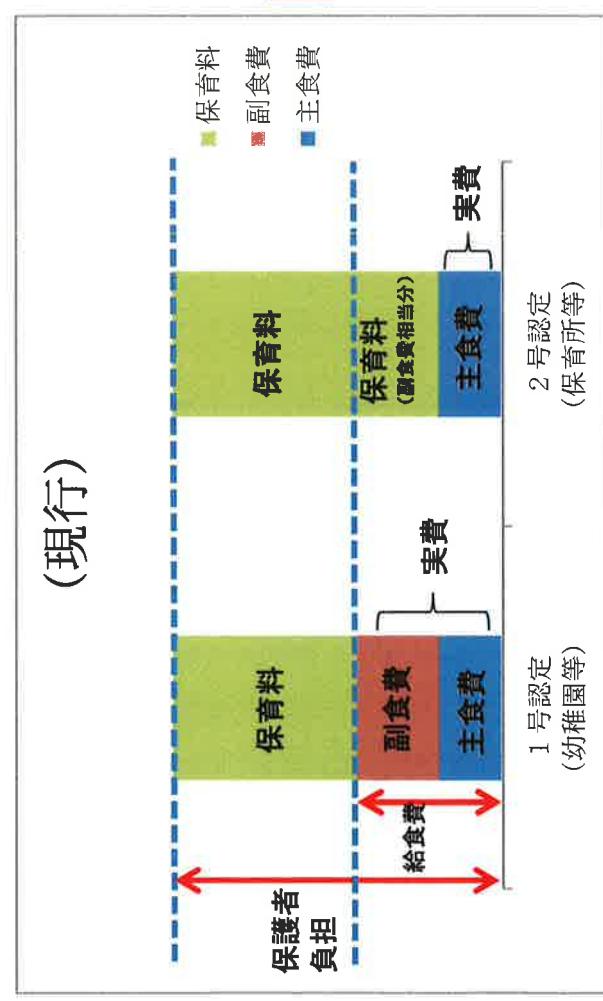
認可保育所等(公立保育所、私立保育所、小規模保育、事業所内保育、認定こども園)
特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業)
幼稚園(公立幼稚園、未移行幼稚園)
幼稚園、保育所共通

幼児教育無償化における給食費の仕組み

【国】

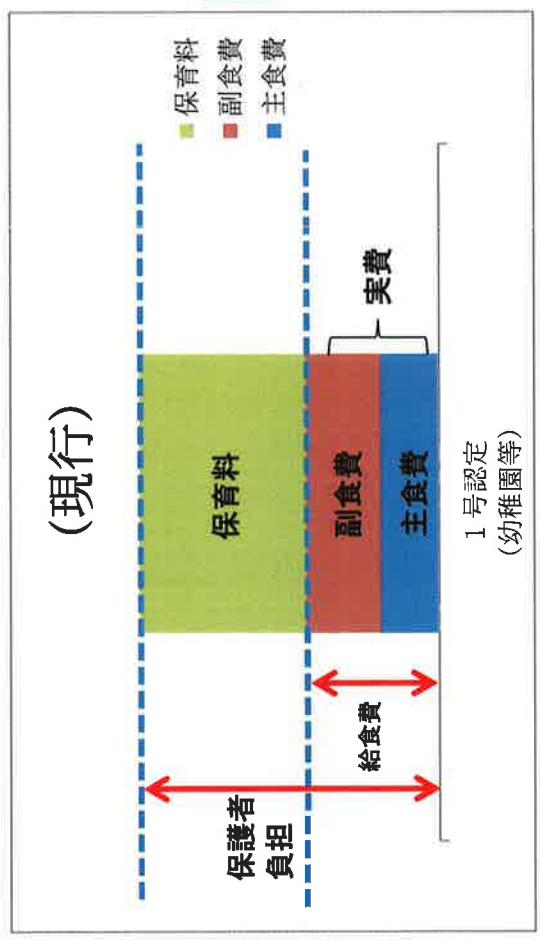
令和元 7 月 2 日作成

- ※教育・保育給付第 1 号認定子どもも、第 2 号認定子どもについては、施設の徴収（現在の主食費と同様）とする。
- ※第 2 号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- ※第 3 号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税非課税世帯の場合に限定されるため。現行の取扱いを継続する。

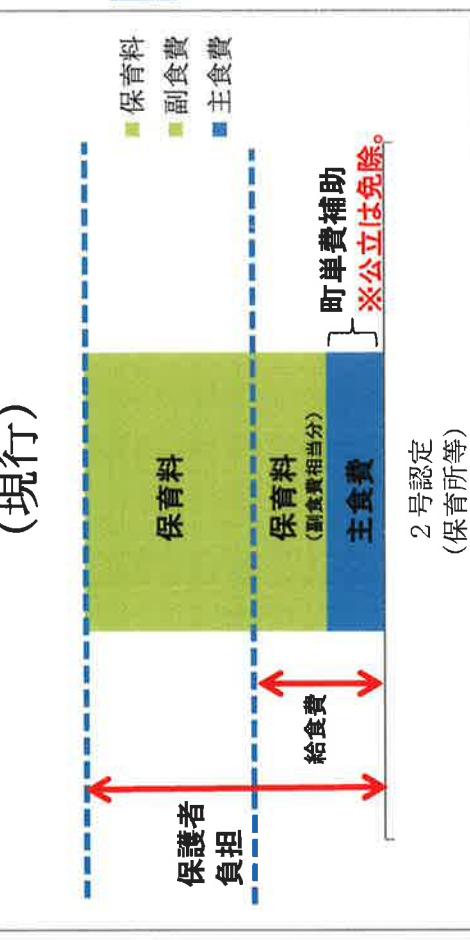


【北谷町】

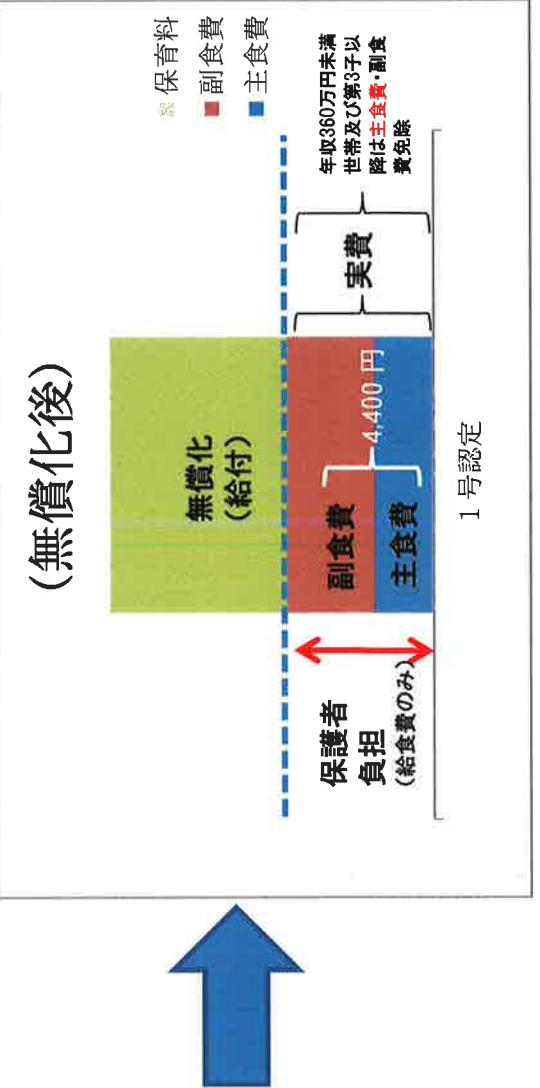
(公立幼稚園)



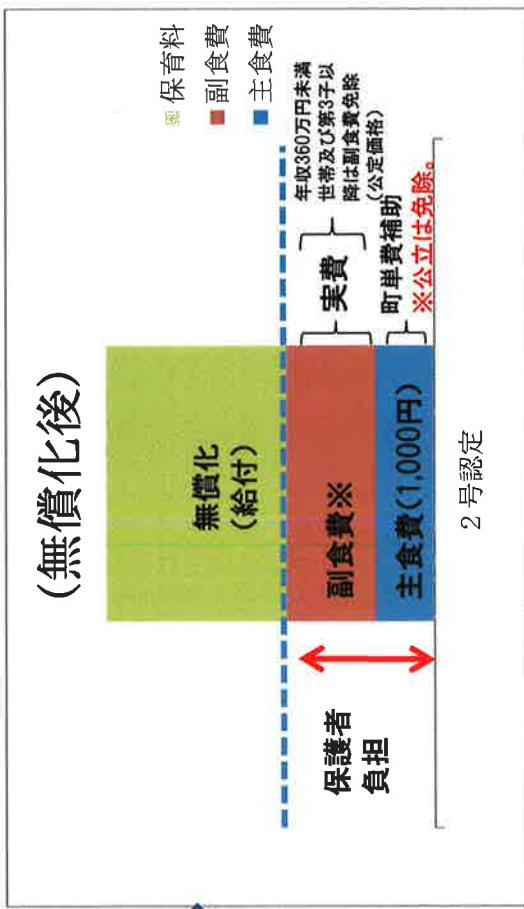
(公立・私立保育所等)



※公立は免除。



※私立幼稚園については、考え方は同様で金額は各園で設定。



※公立保育所については、4,500円で検討。私立保育所等については、各園で設定。

各園で設定。

令和元年度以降の保育所等整備計画

開所予定日	整備施設	増加定員
令和元年9月1日	子どもの森保育園	70人
令和2年4月1日	小規模保育事業①	19人
	小規模保育事業②	19人
	小規模保育事業③	19人
	事業所内保育事業	11人
	アスク北谷保育園（定員増）	未定

※小規模保育事業3か所については7月22日～8月16日までの期間公募を実施。

※事業所内保育事業については愛育保育園の空き室を活用しての受皿確保。

平成31年4月1日時点における保育所申込者数と受皿の比較(2・3号認定)

(単位:人)

	量の見込 (A)	申込者数 (B)	(B) - (A)	現定員 (C)	H31整備量 (D)	整備後の定員(E) (C)+(D)	過不足(F) (E)-(A)
2号(3歳~)	525	606	81	499	41	540	15
3号	0歳	146	101	-45	123	30	153
	1・2歳	458	455	-3	388	70	458
計	1,129	1,162	33	1,010	141	1,151	22

今後における町立幼稚園の方向性（第1案 ※最短スケジュール）

	R1 6月 10月	R2 4月	R3 10月 4月	R4 4月
国		幼児教育・保育無償化スタート		
幼稚園教育	4歳児・5歳児受け入れ（7:45～12:15）	4歳児・5歳児 受け入れ時間延長(7:45～14:00)	3歳児受け入れ 第二幼スタート	浜川幼スタート
預かり保育	5歳児預かり保育	4歳児預かり保育	3歳児預かり保育 第二幼スタート	浜川幼スタート
給食提供	5歳児預かり保育のみ給食	4歳児・5歳児の全園児へ給食提供	3歳児給食又はケータリング提供	
職員意識改革	副園長会(参加者:副園長 会議開催:月1回 (第1もしくは第2月曜日 14:00～16:45))	副園長・保育所長等合同会議 (参加者:公立幼稚園副園長・公立保育園所長 会議開催:年4回 (14:00～15:00 1時間程度))	幼稚園連絡会議 (参加者:公立幼稚園正規職員 会議開催:月1回)	※4歳児預かり保育・教育時間の評価・検証及び3歳児受け入れ検討
例規整備	幼稚園管理規則の改正 保育料条例・規則改正 預かり保育条例の改正		幼稚園管理規則の改正	
教育課程		※3歳児の教育課程の検討・作成		
住民周知	幼児教育無償化 4歳児預かり保育導入・給食提供		3歳児受け入れ	

令和元年 7 月

軍人・軍属に係る子育てのための施設等利用給付認定について（事務局案）

① 待機児童の存在

現在本町における待機児童数は、令和元年 7 月 1 日時点において、

年齢	待機児童数 (人)
0歳児	18
1歳児	20
2歳児	1
3歳児	4
4歳児	0
5歳児	0
合計	43

※私的理による入所待ち児童除く。

となっており、ほとんどの年齢において待機児童が発生している状況である。

のことから、2・3号認定における教育・保育給付認定（認可保育所等）においては、軍人・軍属の申請を受付けておらず、支給認定を行っていない。【資料8参照】

② 認可外保育施設利用児童における軍人・軍属の割合

令和元年 4 月 1 日時点における認可外保育施設利用児童における軍人・軍属は 1,071 人に対し、659 人であり、全体の 6 割を占めている状況である。【資料7参照】



①、②から、軍人・軍属の認定を行うと、保育ニーズの拡大により相当数の受皿不足が見込まれることから、教育・保育給付認定（認可保育所等）の認定と同様、軍人・軍属に係る子育てのための施設等利用給付認定における申請は受け付けないこととする。

認可外保育施設別年齢別利用児童数

単位：人

施設名	区 域	定 員	計	利用児童数				
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
例：○○園	糸 江	40	30 (11)	5 (1)	7 (4)	6 (2)	6 (3)	4 (1)
1 Ai International Preschool		94	77 (31)	7 (3)	12 (3)	20 (11)	23 (7)	8 (4)
2 American Preschool in Okinawa		14	14 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	5 (0)
3 イーストウェスト モンテソーリスクール		58	60 (9)	0 (0)	0 (0)	8 (2)	17 (3)	18 (1)
4 ウィーケア インターナショナルスクール		85	56 (3)	3 (0)	7 (0)	9 (0)	16 (3)	16 (0)
5 OKINAWA MONTESSORI SCHOOL INTERNATIONAL		30	21 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	8 (0)
6 キディキャッスル 国際保育センター		28	34 (10)	0 (0)	6 (2)	7 (3)	9 (3)	8 (2)
7 子どもの森			48 (48)	4 (4)	11 (11)	11 (11)	10 (10)	9 (9)
8 Golden Mind Achievers International School Chatan		239	114 (3)	9 (0)	13 (2)	21 (1)	29 (0)	18 (0)
9 サンシャインモンテッソーリスクール		134	97 (6)	7 (0)	11 (0)	15 (4)	21 (1)	23 (1)
10 サンタモニカ インターナショナルキッズスクール		277	198 (4)	1 (0)	25 (0)	28 (1)	47 (1)	60 (1)
11 Z's International Daycare&Preschool		12	11 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	1 (0)
12 たんぽぽ乳児園		15	14 (9)	1 (1)	8 (6)	5 (2)	0 (0)	0 (0)
13 にらい保育園		42	43 (30)	4 (3)	13 (7)	10 (6)	10 (9)	6 (5)
14 Busy Bee School		90	71 (7)	0 (0)	1 (0)	16 (2)	18 (0)	26 (5)
15 BABY123		34	20 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (0)	8 (0)	1 (0)
16 Hope International Academy シーサイド保育園		30	22 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (5)
17 Hope International Academy ビーチサイド保育園		30	28 (15)	0 (0)	7 (3)	15 (8)	6 (4)	0 (0)
18 みのりハウス		10	11 (9)	4 (3)	6 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
19 琉球モンテッソーリスクール		40	18 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (0)	7 (0)	3 (0)
20 レインボーモンテソーリ エドケーションセンター		64	92 (4)	11 (0)	20 (1)	26 (1)	16 (1)	12 (1)
21 育伸北前幼稚園		15	0	0	0	0	0	0
22 Dukes Preschool Center		20	22 (0)	3 (0)	3 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)
総 数			1,071 (198)	55 (14)	153 (40)	213 (53)	249 (42)	236 (34)
								165 (15)

平成 31 年 4 月 1 日現在

※1,071 人のうち軍人・軍属の児童数は、659 人

※ () の数字は北谷町の住民登録者数